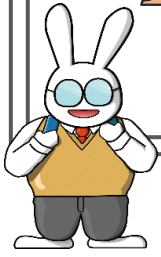


PACガーディアンズ通信

第37号 2024年10月 1日

発行: 特定非営利活動法人PACガーディアンズ



PAC ガーディアンズ定例勉強会に参加して (2024. 8. 3)
PAC ガーディアンズ副理事長 野口友子

「誰もが暮らしやすい社会を目指して ～地域共生社会の実現とこれからの権利擁護支援～」

講師 同志社大学 永田祐先生



1. 成年後見制度のこれまでとこれからについて
の話から始めました。

制度の基本理念は、本人保護だけでなく、ノーマライゼーション・自己決定の尊重にあるが、「周りの都合で使う、支援者にとって便利すぎる」制度になっていないか？ また、後見利用が権利擁護につながらない悪循環の例として、著しく困難になった時点で申立てるため、後見人が本人の意思より本人保護を優先せざるを得なくなってしまうことや、家族からは、誰が後見人になるかわからない・後戻りできない・終わらない後見といった柔軟性のなさへの不安があり、適切な時期の後見利用につながらないことがある、と話されました。PAC ガーディアンズへも家族や支援者から同様の相談があり、誰のための制度か・本人の制度と捉えているのかを、まず考えます。

では、目指すべき権利擁護とは？ 自分の存在に意味や価値があることが、人との関係の中で認められ、自分らしい暮らしを歩めること(積極的権利擁護)だと話され、そのためには、判断能力が不十分でも本人の「意思」はあると認識し、意思決定支援(意思の尊重)をすることが重要で、支援者にはそれができる支援力が求められ、本人も加わったチーム支援が重要、と話されました。さらに、「意思決定支援は、否定されるばかりで力を奪われてきた人が自分の力を取り戻すための関わりであり、本人の“物語”を動かしていくこと、そのことが周りや地域を元気にする」「本人が社会に参加すること(自分らしくいられる居場所や役割を確保していく)が地域共生社会の実現になっていく」と話され、権利擁護支援は地域福祉なのだと思います。



後見制度の今後の見直しの方向性として、現状の後見類型に見られるような過剰な保護(包括的な代理権の付与)を廃止ないし極力縮小し、必要性・補充性の原則に基づき、適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすることなどが検討されていること、地域における権利擁護支援の充実には、社会福祉法の改正も一体的に進める必要があるとも話されました。



2. 身寄りがないと入院できない？

近年話題になっている身寄りのない人の問題から、地域の課題を話されました。身元保証人がいないと何に困る？ 保証人に求められていることが、お金のこと・契約・医療同意・身の回りのことなどだとすると、こうしたことを自分で事前に準備しておくこと・こうした不安をなくす仕組みをつくることで問題は解消するはず。単身化時代の社会福祉にアップデートする必要があると話されました。後見制度で解決できることもあります。判断能力が不十分になった場合の利用ですし、前出のようなデメリットがあります。

3. 居場所と役割のある地域社会が大切です。

永田先生の後見人としてのエピソードや市民後見人のエピソードから、専門職と何が違うのか、支え合いの地域づくりのお話をされました。

「まず人として出会う」こと、人は誰かのために働く、人の中にいることの意味、人は誰もが役割・居場所が必要なのだ…と思いました。

成年後見制度がどのように変わっていくのか、本人が元気になれば周りも元気になる、他人事ではなく自分のこと、PAC ガーディアンズのこれらを考える上でも、とても有意義な研修でした。

新職員 ごあいさつ

今年の5月より、PACガーディアンズの職員として従事させて頂いております
佐藤あすかです。

大学で福祉を専攻し、卒業後は障害福祉分野で生活介護事業所や就労支援センター、放課後等デイサービスで経験を積んできました。結婚後千葉に越えてきて、PACガーディアンズと出会い、日々多くのことを学ばせて頂いております。

先日出席した定例勉強会で講師の永田先生が、支援対象化しないで「人」としてかわることが大事とお話しされていました。本人の思いを大事にし、本人らしく生活ができる人生の伴走者として歩んでいきたいと思っております。
至らぬ点もあるかと思いますが、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



ある日の後見日誌



グループホーム訪問では、被保佐人さんの出納帳をいただき、預け金のチェックをします。
「このレシート、出納帳にありません・・・」
「補充したお金が出納帳に・・・反映されていません」など何度もダメだし、最後にはグループホームの管理者のAさんは、間違いの多さに苦笑し、申し訳ないという顔をなさる。
2ヶ月ほど経ったある日、グループホーム管理者が変わりますと、Aさん。新しい管理者のBさんとの初対面の際に「保佐人さん、とてもよくみてくださるんですよ」と紹介してくださいました。あんなにしつこくチェックしていたので嫌われたのではないかと思っていました。

リレートーク

理事 岩根信也

(NPO法人習志野市手をつなぐ育成会)

毎週土日は、障がいを持つ彼女(娘)がグループホーム(GH)から我が家に帰り家族で過ごすことが、このところの生活パターンとなっています。親として、彼女が望むなら、自分たちが元気なうちは続けて行くことと考えています。

彼女も壮年期を迎え、やがて高齢期へと向かいます。GHや入所支援施設の利用者には、心身の機能低下や疾病の対策、さらに成年後見などのいろいろな問題への対応が必要となってきています。

GHの類型の一つに、高齢期を迎えた重度重複障害者などの日中活動が難しい人を対象として、昼夜を問わず支援員を配置して支援を行う日中サービス支援型GHがありますが、入居者から過大な食費の請求や虐待事件が起きてしまいました。(ASJ権利擁護支援ニュース24/06/30)このことは、現在の住まい支援の在り方に、国や市町村、施設、利用者に問題を投げかけました。

先日は、PACガーディアンズでの定例勉強会で、後見制度の動向や高齢者の身寄り問題、役割と居場所と題したお話を聞き、大変勉強になりました。地域共生社会の実現とこれからの権利擁護支援が、良い方向に向かうことを期待しています。

成年後見支援センターだより

法人後見受任状況(令和6年8月末現在) (計: 船橋市内93件 船橋市外31件)

	後見類型	保佐類型	補助類型	計
船橋市内	32人	54人	7人	93人
船橋市外	9人	19人	3人	31人
計	41人	73人	10人	124人

内訳: 知的障害 74件
精神障害 42件
高次脳機能障害 5件
高齢者 3件

発行: 特定非営利活動法人PAC(ぱっく)ガーディアンズ 理事長 名川 勝
事務局: 〒273-0005 船橋市本町6-3-16レックスマンション602号室 ホームページ <https://pacg.jp/>
tel 047-407-4441 fax 047-407-4860 メール info@pacg.jp 後見・権利擁護関係のご相談お受けします